

議会基本条例特別委員会（第10回）要点録

1 日 時 平成23年4月19日(火)9:30～11:45

2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、金藤照明、
蔵本隆文、齋藤重雄、田口忠義、原田毅、原田てつよ、森岡聡子

3 欠席委員 なし

4 場 所 第1委員会室

5 内 容

委員長…「正副議長選挙」について。前回「別に定める」とする意見が多かった。

E委員…申し合わせで別に定める。

F委員…透明化は重要だが、条例化するには自治法や選挙法との関係を調査する必要がある。また、立候補制としても実際の議長選は変わらないとの意見もある。

I委員…研究の上、別に定める。

A委員…法的な懸念があるものは条例化せず、別に定めるべき。

G委員…会派の意見として、条例化しない。必要なら別に定める。

B委員…4項の「正副」を除き、5項を「詳細は別に定める」とする。

C委員…法に抵触するか専門家に確認されたい。できれば条例として透明化したい。

事務局…条例化について、抵触するとは断言できないが、抵触する恐れがある。

B委員…自治法に抵触しない部分を自治体で定めることは違法ではないと考える。

委員長…条例化した市もあるが、抵触の疑いがあるので別に定めるとした。4項「別に定める」は再度協議することで保留としたい。1から3項は事務局案とする。

（了承）

F委員…専門家に確認されたい。

A委員…「別に定める」とする前に、立候補自体への全議員の合意が必要。

委員長…「別に定める」とする第4項が生きるかどうかについて、決まった訳ではない。そのことも含めて、再度協議させてもらう。

B委員…4項以下を保留とするならば、第5及び第6項についても、一概に削除とはならないのではないか。

委員長…正副議長選について定めるとしても、条例への明文化は避けようというのが前回の意見の大勢だった。したがって、5、6項は削除となる。

C委員…6項は会議規則と重複するので削除したのか。

事務局…協議の場としては、別途会議規則に定めがあるという注意喚起の意味で原案のようにした。

F委員…10条は「議長及び副議長」なので、議長の権限として6項を残したのでは。

B委員…4、5、6項すべて保留ではないのか。

委員長…4項は選出方法を別に定めるかどうかという点が保留という意味。

D委員…「会派の代表者の会議」が会議規則にないので、6項はなくてよい。

委員長…5、6項は削除する。

(了承)

委員長…「情報公開の推進」について。事務局案では、条文にローマ字は使わないので「CATV」を「ケーブルテレビジョン」に変更した。また、賛否を公開できない場合もあるので「原則として公表する」に変更した。事務局案とする。

(了承)

委員長…また、「原則として公開」、「原則公開」の表現は統一すべきか。

A委員…場合によって使い分ければよいので、統一の必要はない。

委員長…事務局で精査する。

B委員…次の13条「議会広報の充実」を除いた代わりに「かつ市民が議会に関心を持つよう…努めなければならない」の表現を12条に追加する。

D委員…追加する。

C委員…追加する。

I委員…1項増やして追加する。

H委員…事務局案がよい。(追加しない)

G委員…事務局案がよい。

F委員…丁寧という意味だと思うが、追加せず簡素化するのがよい。

B委員…丁寧という意味ではなく「創意工夫に努める」という議会としての決意。

委員長…事務局案とする、詳細について逐条解説で記すこととする。

(了承)

委員長…「市民参加の促進」について。

I委員…11条2項「参画できる」の前に「議会活動に」か「市政の推進に」を追加。4項「政策提案を」は「政策提案と」に変更。

F委員…2項は「市民が市政に参画できる機会を…」としては。

(了承)

B委員…4項は「政策提案として位置づける…」としては。

(了承)

委員長…「議会報告会」について。前回、必要ということで合意した。事務局案とする。

(了承)

委員長…「議会と市長等の関係の基本原則」について。前回の「おこなう」を漢字、「口頭による」を削除のほかには。

A委員…2項は議長を通さないと文書質問できないのか。また、3項は何が主語かわからない。どちらも意味するところがわからない。

委員長…事務局の説明では、3項は議員が責任ある要請を行うようにという意味。

B委員…調査権が議員個人になく、議会にあるという意味ではないか。

D委員…「議長を経由して」を削除してはどうか。

H委員…同じ。

E委員…文書質問とはどんなものを指すのか。

委員長…議員個人で執行部に資料提供を求めてもなかなか出さない場合、議長経由で文書質問すれば文書で出してもらえるという意味に解釈している。分かりにくければ解説に書くこともできる。

B委員…資料を出せない場合には、理由を示させるためとも考えられる。

D委員…自治基本条例の情報共有の定めにより、資料を提供しないことはできないのだから、「議長を経由して」を削除すべき。

G委員…議員が請求して出ないとき、議長経由すれば出る、というのは、議員個人の要求と議会としての要求との関係でどうなのか。

委員長…議員個人の質問でも、議長経由で文書により質問すれば回答を得られる、という趣旨と理解している。

F委員…2項を「議員は」でなく、総体としての「議会は」としては。

委員長…2項は「議会は」に変更する方向で再度協議したい。

F委員…3項について、執行部はそもそも要請を記録しているはず。あるのに「求める」というのはしっくりしない。

委員長…議員の立場を利用し、個人的な口利きや要請をした場合まで、記録することを求めたものではないか。

事務局…議員自ら襟を正すことを意味する項目と思う。

委員長…2、3項は再度協議する。3は政治倫理の項目に入れることもできる。

「一問一答による質疑応答」について。前回、1項は代表質問などが完全な一問一答でないので「原則として」とし、2項は「市長及び・・・」を「市長等」とし、3項は削除とした。

(了承)

委員長…「政策等の監視及び評価」について。事務局案では具体的に説明する事項を挙げず、総論での表現となっている。

D委員…項目は重要であり、細かく明記すべき。

E委員…詳細な項目が要る。

F委員…詳細な項目が要る。

A委員…詳細な項目が要る。

B委員…詳細な項目が要る。

I委員…項目があるほうが理解しやすい。

G委員…項目があるほうが理解しやすい。

委員長…項目を明記する。

(了承)

委員長…次回、案を示す。

「予算及び決算に関する説明資料の要求」について。前回、削除とした。

(了承)

委員長…「議会が求める報告及び資料の要求」について。事務局案は2項「ことができる」を「ものとする」に変更。

(了承)

A委員…1項は、誰に対しがないので「市長等に対し」を追加する。

委員長…1, 2項とも「市長等に対し」とする。

(了承)

委員長…「議決事件の追加について」。議決事件を追加するかどうか、最終的に協議する中で、この条を残すかどうかを決めることとする。

(了承)

委員長…「政治倫理」について。すでに、「政治倫理条例」で別に定めること自体は合意している。

A委員…2, 3項を削除し「政治倫理条例」へ入れることもできる。

委員長…2, 3項は一応残しておき、別に定める場合は削除する。

(了承)

委員長…「政務調査費」について。

D委員…2項で書類は「領収書」以外もあるので、「なお」以降は削除し解説に記載。

事務局…交付条例に記述があるので、削除してよいと思う。

C委員…使途、会計報告などの公開義務も明記すべき。

委員長…明記すべきかどうか、次回協議する。